

11月は国保月間です

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して治療を受けられるように、みんなで助け合う制度です。

国民健康保険は、社会保険や共済保険など職場の健康保険に加入されている方（扶養されている方）や生活保護を受給されている方以外のすべての方が加入することになります。

国民健康保険に加入されているみなさんの医療費は年々増加しており、この医療費は国や県の負担金とみなさんからの保険税により賄われています。

国民健康保険税の納め方

◎特別徴収

2ヶ月に1度支給される年金から国民健康保険税が天引きされます。

◎普通徴収

役場や金融機関などの窓口で納付書により、または金融機関の口座から振替納付等により納めていただきます。



また、従来の窓口納付や口座振替に加え、クレジットカードによる納付とコンビニエンスストアでの納付ができます。

どちらも納税通知書に記載されている納期限内のみのご利用となりますので、ご注意ください。

クレジットカードによる納付
パソコンや携帯電話から「Yahoo! 公金支払い」のポータルサイトに接続してクレジットカード情報を入力することで自宅や外出先から納付することが可能です。

◎利用に必要なもの
● 納付書（納期限内のもの）
● クレジットカード（左記ロゴの入ったもの）

◎利用上の注意

● クレジットカードによる納付は、手数料が発生します。（納税額1万円までの手数料は町が負担）
● パソコンのインターネット接続費用や携帯電話のパケット代は納税者負担となります。
● 現在口座振替を利用されている方が、クレジットカードに変更する場合は手続きが必要です。

コンビニエンスストアでの納付

国民健康保険税（平成23年度課税分以降）がコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。コンビニエンスストアの営業時間内であればいつでも納付できます。

◎利用に必要なもの
● 納付書（納期限内のもの）
◎利用上の注意
● 利用できる店舗が決められていますので、納付書の裏面でご確認ください。
● 納付書にバーコードの印刷がない、または汚損等によりバーコードが読み取れないものは、役場や

金融機関などの窓口で納めてください。

町では納め忘れのない、口座振替をおすすめしています。

また、休日でも、役場直やサブア横芝店内にある町民サービスセンターで納めることができます。（納付書をお持ちください）

納付が困難なとき

やむを得ない事情により納付が困難なときは、納付相談を行っています。滞納のままにせず、早めに税務課へご相談ください。

◆問い合わせ

国保の制度のこと
住民課 国保年金班
☎(84) 12114

国保税の納付のこと
税務課 収税班
☎(84) 12112

12月4日(日)～10日(土) 第63回人権週間

毎年、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」

として、全国で講習会・座談会・映画会・特設相談所の開設など各種行事が行われています。みなさんが、これは人権問題ではないかと感じたり、困りごとや心配ごと、子供のいじめ問題での悩み等がありましたら、人権擁護委員や法務局へご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。

★特設相談

◎人権擁護委員
とき 12月13日(火)
午後1時30分～4時
ところ 文化会館

◎法務局
とき 12月5日(月)～9日(金)
午前9時～正午、午後1時～3時
ところ 千葉地方法務局 匝瑳支局

◆問い合わせ

住民課 住民班
☎(84) 12114

千葉地方法務局 匝瑳支局
☎(72) 0334